

財務省告示第百五十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年三月二十六日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年四月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（二十年）（第九十 三回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で二十億円	十九億八千五百八十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年三月二十六日

十 発行価格

十一 利率

の経過利率

の払込み

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{6}{365}}$$

十三 初期利率

平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利率

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十五 償還金額
十六 償還期限
十七 元利支額
十八 払込期日

平成十九年三月二十六日

日本銀行